

中央労基協 Report

令和7年4月

令和6年度 第2回幹事会を開催しました

本年度の第2回幹事会は、令和7年3月12日に当支部ホールにて開催し、全議案が可決されましたので、ここに議案の一部をご紹介します。

I 基本方針について

東基連中央労働基準協会支部は、東基連と組織統合した9支部とともに本部・支部間の連携を図りつつ事業を推進しているところです。

講習等事業では、技能講習の受講者数が減少傾向にあります。

特に石綿作業主任者技能講習は、令和5年度にコロナ禍明けと受講ニーズが高止まり大幅に増加しましたが、令和6年度第2四半期以降は、ピークアウトを迎えています。

今後は、「化学物質管理者講習（1日講習）」「保護具着用管理責任者教育」を、リスクアセスメント対象物の取扱い事業場を中心に推進を図って参ります。

令和7年度においても東基連における中核支部としての役割をはたすべく、次の基本方針に基づき積極的に取り組んでまいります。



- 1 東基連本部及び各支部間はもとより関係行政機関、他の地区労働基準協会及び関係団体等とより一層の連携に努め、協力して労働条件の確保・改善、労働災害防止及び健康保持・増進対策等を推進するための公益事業に積極的に取り組みます。
- 2 登録教習機関として行う技能講習、登録講習のほか特別教育等法定教育を計画に基づき確実に実施します。また、労働関係法令等の改正や関係行政機関の動向及び会員、地域のニーズに対応した講習会、説明会やセミナー等を企画・立案し実施します。
なお、これら講習会等を実施するに当たり、会員事業場のみならず多くの関係者に受講を勧奨するため、ホームページや案内リーフレット等を活用した広報を幅広く行います。
- 3 定時会員総会、賀詞交歓会等を通じて会員相互や関係行政職員との交流の充実を図るほか、無料講習や会員割引による講習の実施など会員に対する優遇措置の拡大に努めます。
- 4 会員の減少に歯止めを掛けるため、本部とも協力して東基連の事業活動についてホームページを中心に幅広く周知・広報することとし、そのためホームページの更新に配慮し、事業者にとって有用な情報提供に努めます。また、新規会員獲得のため、令和6年度から実施した事項、①各種講習時に「入会案内文」を配布する。②ホームページ「貸しホール」欄に、会員価格が低廉である旨を強くアピールするほか、貸しホール利用者に特化した「入会案内文」を掲載する。③労働基準監督署等行政機関のお知らせ等設置棚に「入会案内文」を配架依頼する。④スタートアップ企業を対象とした労務管理セミナー等を継続することとし積極的な広報を行うこととしています。
- 5 施設（事務所、ホール、駐車場）の賃貸事業に係る運営に当たっては、計画的な補修整備、各設備の更新を的確に実施することにより、事業活動の安定した財政基盤の確保に努めます。

発行所 // 公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部 発行人 // 古賀睦之 編集人 // 古川内和好
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「**toukirenchuo**」です。

Ⅱ 個別事業の概要について

1 労働関係法令等に係る講習会等の実施

- (1) 安全衛生教育事業関係・・・・・・・・・・ 40 回
- (2) 人事労務管理関係講習・・・・・・・・・・ 11 回

※労働関係法令等の改正や関係行政機関の動向及び会員、地域のニーズに対応した講習会、説明会やセミナー（女性活躍推進セミナー等）を実施する。

2 労使の意識啓発の取組

中央労働基準監督署と当支部他団体との共催により、労働災害防止等に向けた機運醸成のため、中央安全推進大会を6月27日に、中央健康推進大会を9月16日に開催し、各種対策等に関する説明、事例の発表、専門家による講演等を行う。

また、中央健康推進大会において、安全衛生活動に積極的に取り組む事業場及び安全衛生活動の推進に尽力された個人に対する中央労働基準監督署長表彰を行う。

3 広報活動の取組

当支部に関連する情報等を東基連本部が編集し、毎月発行する会報「東基連」の「支部たより」欄に掲載するとともに、「中央労基協 Report」を毎月発行して当支部の活動状況や関連情報、中央労働基準監督署からのお知らせ等の提供を行う。

また、当支部会員限定で当該会報「東基連」「中央労基協 Report」のメール配信サービスにより、会員事業者への情報提供の充実を図る。

ホームページ等の活用により当支部が独自に開催する講習会、セミナー等の情報提供に努める中で、当支部の事業活動の内容、特色をわかりやすく示すことにより新たな会員の加入につなげていくこととする。そのため、ホームページの更新や案内リーフレットの作成、配布に努める。

4 当支部内に設置した委員会の活性化の取組

当支部地域内の建設業者を構成員として設けられた建設業労務安全推進委員会を年2回（6月・8月）開催し、中央労働基準監督署の指導の下、業界における労務・安全管理上の問題点を検討し、安全衛生管理の向上の推進を図るとともに、中央安全推進大会及び中央健康推進大会の開催に当たって、その運営に積極的に協力していく。

5 施設賃貸・貸与事業

当支部の収益事業の要となる中労基協ビルの事務所スペース及び周辺駐車スペースの賃貸並びにホールの貸与を維持、継続することにより、当支部の財政基盤の確立に努めることとする。

また、過去に策定した長期修繕計画の見直しを行うとともに、優先順位を新たに定め、計画的に更新工事等を実施することとする。

なお、令和7年4月より新たなテナント事務所が4階に入居することとなっている。

Ⅲ 《報告事項》当面の主な行事予定について

令和7年度の中央労働基準協会支部における行事予定

- 第1回支部幹事会、支部会員総会、臨時幹事会及び懇親会

R7.5.15（木）15:00～19:00

九段会館テラスコンファレンス&バンケット3階（千代田区九段南1-6-5）

- 中央安全推進大会

R7.6.27（金）13:30～16:30

文京区シビックホール 小ホール（文京区春日1-16-21）

- 中央健康推進大会

R7.9.16（木）13:30～16:30

文京区シビックホール 小ホール（文京区春日1-16-21）

- 新春賀詞交歓会

R8.1.19（月）17:30～19:00

東京ドームホテル B1（文京区後楽1-3-61）

- 第2回支部幹事会

R8.3.10（火）10:30～11:30

中央労働基準協会支部 4F ホール（千代田区二番町9-8）

4月から準備！

中央労働基準監督署からのお知らせ

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

「STOP!クールワークキャンペーン（4月：準備・5～9月：キャンペーン期間）」が始まります！

今年度のキャンペーンは、

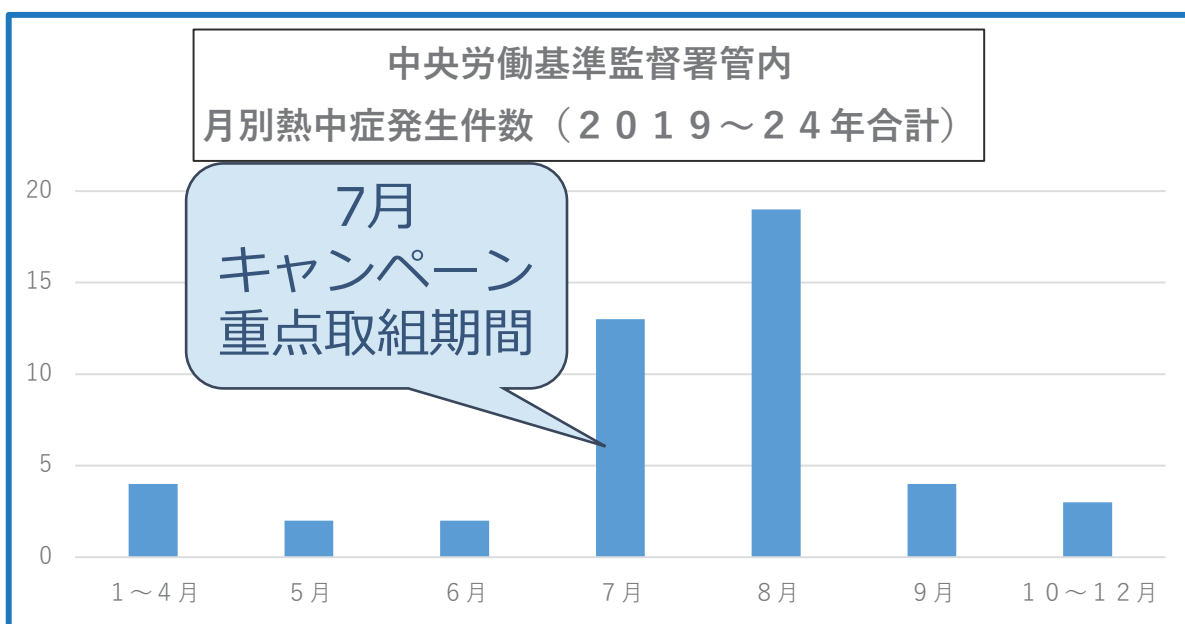
①緊急時の必要な措置の実施手順を作成し、朝礼場所や休憩場等の労働者が見やすい場所への掲示やメールでの送付等により周知する

②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと

③体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する

など、新しい項目が増えております。

毎年5月頃には熱中症が発生しております。今年も厳しい暑さとなる予報もあるため、早めの対策をよろしくお願いします。



春の大型連休に
休みをつなげてリフレッシュ。



年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト 

年休取得促進
特設サイト▶



Refresh!

もっと自分らしい

働き方

休み方

年次有給休暇を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

Refresh!

もっと自分らしい
働き方
休み方

①日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

②活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期＝4月～9月の間で3日間 後期＝10月～翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

各種免許試験案内



試験協会シンボルマーク

公益財団法人 安全衛生技術試験協会

関東安全衛生技術センター 東京試験場

所在地；〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー21F

TEL 03-6432-0461

FAX 03-6432-4717

関東安全衛生技術センター東京試験場で行う免許試験(学科)の日程は、下表のとおりです。

免許試験日程表

各試験日の申込状況は、東京試験場ホームページの「東京試験場申込状況」をご確認ください。

免許試験の種類	学 科 試 験 日												※1 試験 開始 時刻	試験 終了 時刻
	令和 7 年									令和 8 年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
特 級 ボ イ ラ ー 技 士							23						10:00	16:10
一 級 ボ イ ラ ー 技 士			5			5						13	12:30	16:30
二 級 ボ イ ラ ー 技 士	10	27	13	24	6	26	16	12	11	13	3	6	13:30	16:30
★クレーン・デリック運転士		16				10		6					13:30	16:00
	(限 定 な し)													
	〔クレーン限定〕													
第一種衛生管理者		9	1	2			1	4					13:30	16:30
	4	12	10	4	1	2	6	7	1	9				
	8	13	11	7	5	4	7	11	3	5	9			
	9	15	16	11	7	8	15	13	6	6	10			
	14	19	17	15	15	9	17	17	9	9	11			
	16	21	19	18	18	17	24	18	12	20	12	16		
	22	26	23	25	25	19	27	20	16	22	18	18		
	24	29	25	29	27	24	28	25	17	26	24	19		
第二種衛生管理者		30	30	30	28	28	30	26	19		26			
エックス線作業主任者		20		9		18		21		21		4	12:30	16:30
潜 水 士	15		4	17		25			15		13		12:30	16:30

※1 東京試験場では、「特級ボイラー技士」免許試験を除き、原則として午前10時から試験室に入室することができますが、試験前に試験説明を行いますので、**試験開始時刻の15分前までに必ず入室してください。**

- (注) ① 赤字の日(6/1、9/28、12/6、2/1、3/1)は、休日に試験を行います。受験申請書の窓口受付は行いません。
 ② ★印の試験は、学科試験合格後(学科試験のおおよそ1か月後)に関東安全衛生技術センター(千葉県市原市)で実技試験を行います。
 ③ 受験資格は、免許試験ごとに異なりますので、詳細は、「免許試験受験申請書とその作り方」(冊子)又はホームページをご覧ください。
 ④ 障がいのある方で、受験に際し配慮を希望される方は、受験申請書を提出する前に、東京試験場にご相談ください。

試験科目、受験資格等の情報は、
ホームページをご覧ください。

関東安全衛生技術センター東京試験場ホームページ
<https://www.tokyo-kanto.exam.or.jp/>



◇ 令和 7 年度の労災保険率等についてのご案内 ◇

令和7年度の労災保険率、労務費率、第2種（一人親方等）特別加入保険料率は、令和6年度と同率です。
 なお、第3種（海外派遣者）特別加入保険料率は、これまでと同様 3/1,000 です。

* * * * *

□ 令和 7 年度定時会員総会及び懇親会のご案内 □

日 時 令和 7 年 5 月 15 日 (木)
定時会員総会：午後 4 時 00 分から午後 5 時 00 分
懇親会：午後 5 時 30 分から午後 7 時 00 分
場 所 九段会館テラスコンファレンス&バンケット 3 階「真珠」
千代田区九段南 1-6-5

※ ご案内の詳細については、当該中央労基協 Report 4月号に同封しております。

* * * * *

労災保険給付に関するQ&A

Q1 被災労働者は、午後 7 時頃業務を終え、午後 7 時 15 分頃勤務先を退社し、通常の通勤経路である地下鉄・私鉄を利用し自宅最寄り駅で下車した。

そこから通常の経路を徒歩で帰宅する途中、後方から進行してきた自転車により、持っていたハンドバックをひったくられ、その際、当該自転車に接触、転倒して負傷した。

被災現場は、駅から徒歩で約 5 分の地点の道路上で、付近には街灯が立っているが、夜には人通りがあまりない閑静な住宅街で、夜は非常に寂しい場所であった。

この際の負傷については、通常の通勤経路上の災害で、逸脱・中断ありませんでしたが、通勤災害として認められますか。

A1 当該被災労働者は、都心部周辺の人通りの少ない閑静な住宅街に住宅を有し、かつ、午後 8 時過ぎ頃という時間帯に退勤するような場合には、その途中において「ひったくり」に会うということは一般に発生しうる危険であること、また、そのような「ひったくり」の場合、自転車による接触事故その他により転倒負傷することも一般的にあり得ることで異例な事象とはいえないことなどから、通勤に通常伴う危険が具体化したものであり、通勤起因性が認められる。

したがって、本件の災害は、通勤災害として認められる。

なお、第三者の不法行為により被った災害となり、「第三者行為災害」に該当することから、保険給付を請求する場合は、所轄の監督署に遅滞なく、「第三者行為災害届」を提出しなければなりません。

※ 詳しくは、所轄の労働基準監督署にご相談ください。



令和7年度講習カレンダー〔令和7年4月～令和7年10月〕

講習申込は3か月前の1日からできます

HPトップページ →



講習名		月	令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習				17(火) ~ 19(木)			2(火) ~ 4(木)	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習			12(月) ~ 13(火)			26(火) ~ 27(水)		
	石綿作業主任者技能講習		23(水) 24(木)		25(水) 26(木)		7(木) ~ 8(金)		22(水) 23(木)
法定講習等	安全衛生推進者養成講習				3(火) ~ 4(水)			8(月) ~ 9(火)	
	衛生推進者養成講習			23(金)			5(火)		
	安全管理者選任時研修		21(月) ~ 22(火)			7(月) ~ 8(火)			6(月) ~ 7(火)
	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)			29(木)		4(金)			28(火)
	保護具着用管理責任者教育				27(金)				29(水)
	雇入れ時の安全衛生教育		8(火) 10(木) 15(火)						
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】			26(月) ~ 28(水)		15(火) ~ 17(木)		10(水) ~ 12(金)	
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】			26(月) ~ 27(火)		15(火) ~ 16(水)		10(水) ~ 11(木)	
	衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】			28(水)		17(木)		12(金)	
安全衛生講習 その他	熱中症予防管理者(指導員)研修				5(木) 24(火)				
	総括安全衛生管理者講習								17(金)
人事労務講習等	労働保険(年度更新)・社会保険(算定)事務手続講習				11(水)				
	【初級者向け】 基礎講座	新規労務担当者向け講習		20(火) ~ 21(水)					
		社会保険(健保・年金)基礎講座					28(木)		
		労働基準法等基礎講座				29(火)			
	実務講座 (担当者・中級者向け)	労災保険実務講座[基本編]				11(金)			
		労災保険実務講座[応用編]					6(水)		
		労災保険実務講座[基本編+応用編] 【2回セット】★セット割引				★ 11(金)	★ 6(水)		
		社会保険実務講座[健康保険]							8(水)
		社会保険実務講座[厚生年金・国民年金]							21(火)
		社会保険実務講座[健康保険+厚生年金・国民年金] 【2回セット】★セット割引							★ 8(水) ★ 21(火)
		雇用保険実務講座	18(金)						

★講座は【2回セット】で申し込むと割引価格で受講できます。2回セットでお申込の場合、第1回目の講習日をキャンセル規定基準日とします。

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。

※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。【東京都内限定 20名以上 日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください】

2025/3/18現在